

第2期中期目標期間の終了時の検討について

1 趣旨

- 地方独立行政法人法では、中期目標期間終了時に、設立団体の長（市長）が、地方独立行政法人の業務・組織の全般にわたる見直し検討を行い、その結果に基づく措置を講ずることを定めている。
- なお、P D C Aサイクルを有効に機能させる観点から、上記の検討は、第2期中期目標期間業務実績（見込）の評価を踏まえて実施することとされている。
- また、設立団体の長が上記の検討を行う際、評価委員会の意見を聴くことが定められている。

○地方独立行政法人法（抄）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第30条 設立団体の長は、第28条第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 法人の業務・組織の全般にわたる見直し検討について

法第30条に規定する業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討については、第2期中期目標期間業務実績（見込）評価において、地方独立行政法人静岡市立静岡病院としての役割を着実に果たしていることが確認できたことから、引き続き、業務を行うことが適当である。

○第2期中期目標期間業務実績（見込）評価結果（市議会9月定例会にて報告）

◆全体評価

中期計画の達成に向けて順調に進捗しており、中期目標期間の終了時において、全体として中期目標の達成が見込まれる。

◆項目別評価（全27項目中）

- 「S 所期の目標を上回る成果が得られている」 … 3項目
- 「A 所期の目標をおおむね達成している（標準）」 … 24項目
- 「B」、「C」 … 該当なし

3 評価委員会意見書

別添のとおり

検討結果に基づく措置について

上記の検討結果に基づき、法人の業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずる必要はないものとする。それゆえ、第3期中期目標を策定し、法人に指示することをもって、所要の措置を講ずることとする。